
「商標法第4条第1項第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集」の結果
について

令和5年6月15日
特許庁商標課
商標審査基準室

商標法第4条第1項第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも産業財産権行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和5年2月16日（木曜日）～令和5年3月17日（金曜日）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、特許庁ホームページ

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

提出意見数：1件

内訳（個人1件）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙「商標法第4条第1項第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

なお、意見募集に付したもののから技術的な修正を一部行いました。

商標法第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定に基づく告示案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

項番	該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	大韓民国の監督用又は証明用の印章又は記号	<p>自称徴用工の問題、自称元慰安婦の問題、自称元慰安婦の合意破り、火器管制レーダー照射、仏像窃盗、大統領や国会議長らによる天皇陛下侮辱問題、竹島の不法占拠、等の諸問題を起こし、殊更に近時日本に対して不当・不法な扱いを行う韓国に対して商標法上の配慮を行う必要はない。（むしろ日本の知財を剽窃しているのは韓国である）経済産業大臣がわざわざこのタイミングで指定することは、国内外に対して誤ったメッセージを送ることになる。断じて指定すべきではない。</p>	<p>パリ条約第 6 条の 3（1）では、（i）同条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章、（ii）同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章、（iii）政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称（（i）～（iii）について以下「紋章等」といいます。）、（iv）紋章学上（i）～（iii）の模倣と認められるものについて、それらの商標登録を拒絶し又は無効とすることを義務付けております。我が国は、従来から、これらの紋章等と同一又は類似する商標出願の拒絶等を行っております。ご指摘の大韓民国における紋章等についても、パリ条約上の義務をより適切に履行するため、世界知的所有権機関の国際事務局からの通知のとおりこれらを大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要と考えます。</p>